重要事項説明書
指定看護小規模多機能型居宅介護

指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始にあたり、東京都世田谷区地域密着型サービス事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例に基づいて、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

１．実施主体

名　称	社会福祉法人奉優会
所在地	東京都世田谷区駒沢１－４－１５真井ビル５階
代表者名	理事長　香取　寛
連絡先	電話０３－５７１２－３７７０　　ＦＡＸ０３－５７１２－３７７１

２．事業所の所在地等

名　称	優っくり看護小規模多機能介護代田
指定番号	１３９１２０１７９３
所在地	東京都世田谷区代田1-21-11
連絡先	電話　03-5787-6182　　ＦＡＸ　03-5787-6283

３．営業日、営業時間および実施地域

営業日	年中無休
営業時間	２４時間　日中時間帯７：３０～２２:００
通常の事業の実施地域	東京都世田谷区内
登録定員	登録29名　通い18名／１日　宿泊9名／１日

４．職員体制

職　種	職員数	内　容
管理者	１名	従業員の管理、サービス実施状況の把握等施設の管理運営を行う
介護支援専門員	１名	利用者の看護小規模多機能介護計画書(以下「介護計画書」)の作成、評価を行う
介護職員	通い利用者３名に対して１名	利用者の心身の状況を的確に把握しながら、利用者の介護計画に基づいた介護サービスを行う
看護職員	2.5 名	利用者の健康管理・服薬管理を行う 訪問看護指示書に基づき看護サービスを行う

5．事業の目的と運営方針

事業の目的	社会福祉法人奉優会が開設する優っくり看護小規模多機能介護代田（以下「事業所」という。）が行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）は家庭的な環境と地域住民との交流の下で、要支援者または要介護者の居宅および事業所において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。
運営の方針	1事業所の職員は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、またはサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話および機能訓練ならびに療養上の世話または必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。 2 事業の実施に当たっては、事業所は、世田谷区、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

6．サービス内容および利用料その他の費用について

⑴提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ　ー　ビ　ス　の　内　容
看護小規模多機能型居宅介護計画の作成	1　サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、および宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の従業者との協議の上、援助目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成します。 2　利用者に応じて作成した介護計画について、利用者およびその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。 3　計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付します。 4　作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。

相談・援助等		1　利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者・家族の相談に適切に応じ、支援を行います。
通いサービスおよび宿泊サービスに関する内容	介護サービス	1　移動・移乗介助 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。 2　排せつの介助 介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、おむつ交換を行います。 3　見守り等 利用者の安否確認等を行います。
	健康チェック	1　血圧測定・体温測定・利用者の健康状態の把握に努めます。
	機能訓練	1　日常生活動作を通じた訓練 利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。 2　レクリエーションを通じた訓練 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	入浴サービス	1　入浴の提供および介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	食事サービス	1　食事の提供および、食事の介助を行います。 2　食事は食堂でとっていただくよう配慮します。 3　身体状況・嗜好・栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。
	送迎サービス	1　事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いすまたは歩行介助により送迎を行うことがあります。
訪問サービスに関する内容	身体の介護	1　排せつ介助 排せつの介助・おむつの交換を行います。 2　食事介助 食事の介助を行います。 3　清拭等 入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。また、日常的な行為としての身体整容を行います。 4　体位変換 床ずれ予防のため、体位変換を行います。
	看護サービス	1　主治医の指示の下で必要な医療処置および全身状態の観察を行います。

	生活介助	1　買い物 利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 2　調理 利用者の食事の介助を行います。 3　住居の掃除 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。 4　洗濯 利用者の衣類等の洗濯を行います。
	その他	1　利用者の安否確認等を行います。

(2)サービス提供について

① サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

② 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行います。

③ サービス提供は「看護小規模多機能型居宅介護計画」に基づいて行います。なお、「看護小規模多機能型居宅介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更します。

④ 看護小規模多機能型居宅介護に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

(3)看護小規模多機能型居宅介護従業者の禁止行為

① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）

② 利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり。

③ 利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受。

④ 利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供。

⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供（大掃除、庭掃除など）

⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食。

⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者または第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

⑧ その他利用者または家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3)利用料金

別紙1参照

７．ご利用にあたっての注意点

指定看護小規模多機能型居宅介護のサービスを利用している期間は次のサービスが利用できません。

【居宅サービス】

訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護

【看護小規模多機能型居宅介護以外の地域密着型サービス】

小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

８．協力医療機関

名　称　　特定医療法人大坪会　三軒茶屋病院
所在地　　東京都世田谷区三軒茶屋１－２１－５
電話番号　０３－３４１０－７３２１
診察科　　内科・腎臓内科（人工透析）

名　称　　医療法人社団　下北沢病院
所在地　　東京都世田谷区北沢２－８－１６
電話番号　０３－３４６０－０３００
診察科　　整形外科・形成外科・血管外科・糖尿病内科・循環器内科・内科・皮膚科・腎臓内科

９．非常災害時の対策

別途、消防計画を定めています。
防火管理者：　石井 りな
訓練　　年2回防災・避難訓練を行います。
防災設備　自動火災報知設備・スプリンクラー設備・非常通報設備・誘導灯・消火器

１０．苦情申立

サービス内容に関する相談苦情

① 事業所における相談苦情窓口　管理者
電話 ０３-５７８７-６１８２

② 世田谷区介護保険苦情相談室

世田谷総合支所保健福祉課	電話　０３-５４３２-２８５０
北沢総合支所保健福祉課	電話　０３-６８０４-８７０１
玉川総合支所保健福祉課	電話　０３-３７０２-１８９４
砧総合支所保健福祉課	電話　０３-３４８２-８１９３
烏山総合支所保健福祉課	電話　０３-３３２６-６１３６

③ 東京都国民健康保険団体連合会介護相談指導課

電話　０３-６２３８-０１７７

１１．個人情報の取り扱い

【個人情報の収集、利用および提供】

⑴介護保険サービス提供にかかわる個人情報は、サービス提供前に利用目的の範囲を説明し、同意を頂いたうえで収集、利用いたします。

⑵個人情報の利用は、同意を頂きました利用目的の達成に必要な範囲内において、適正に使用いたします。

⑶個人情報の第三者への提供は、情報を頂いた利用者または情報提供者の依頼、または同意のない限り提供することは致しません。また、同意のもと、提供、委託を行う場合においても、その個人情報に対しては、適正管理、監督を行ってまいります。

<同意を頂く必要がある個人情報の利用目的の範囲について>

イ) 利用者からの依頼に基づいた各種サービスを提供するための利用

ロ) 提供したサービスに対する請求業務などの介護保険事務での利用

ハ) サービス提供に係る施設・事業所などの管理運営業務での利用

ニ) 利用者からの依頼に基づいた適正なサービス提供をするための、他サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携

ホ) 利用者の身体状況に関するご家族への説明

ヘ) 行政機関などからの要求で、法令上応じることが義務付けられている事項に対する利用

ト) その他、特に目的を特定の上、同意を得て収集した個人情報については、その特定した利用目的に沿う利用

１２．虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（1） 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者

（2） 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

（3） 虐待防止のための指針の整備をしています。

（4） 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

（5） サービス提供中に、当該事業所従業者または介護者（現に介護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを行政に通報します。

１３．身体拘束

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれが

ある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、５年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性‥‥‥直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性‥‥身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3) 一時性‥‥‥利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

１４．緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、利用開始時にご記載いただいた医療基本情報をもとに主治医、救急隊、親族等へ連絡をいたします。

１５．事故・感染症発生の防止および対策

利用者に対する、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、行政、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

（1）事故の状況および事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

（2）食中毒および感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

① 事業所において感染症が発生しないように、または、まん延を防ぐために、次の措置を講じます。

② 事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６ヶ月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

② 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備しています。

③ 従業者に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的に実施します。

１６．従業者の研修

事業者は、従業者の資質向上を図るために年間研修計画を策定し、必要な知識や技術を継続的に習得する機会を設けるとともにサービスの品質の向上に資するよう努めるものとする。

〈主な研修の内容について〉

(1) 採用時研修　　入職後2カ月以内

(2) 認知症研修　　入職後半年以内

(3) 介護技術研修　　随時

(4)　高齢者虐待防止、権利擁護研修　　年２回以上
(5)　身体拘束等の適正化研修　　年４回以上
(6)　感染症および食中毒の発生、
　　まん延防止に関する研修　　年２回以上
(7)　緊急時対応研修　　年1回以上
(8)　その他　法人内研修　　随時
　　外部研修　　随時

１７．業務継続計画の策定等について

⑴感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する認知症対応型共同生活介護のサービス提供を継続的に実施し、非常時の体制下で早期に業務を再開するための計画（業務継続計画）を策定し、その計画に従って必要な措置を講じます。
⑵従業者に対して業務継続計画を周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施します。
⑶定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１８．運営推進会議

運営推進会議は、利用者およびご家族、地域住民の代表、地域包括支援センター（在宅介護支援センター）、事業について知見を有する者に対して、サービス内容等を明らかにすることにより、「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることでサービスの質の確保を図ることを目的としています。また、地域との連携・ネットワーク構築に積極的に取り組み、地域福祉の推進に寄与します。ご理解とご参加をお願い致します。

〈運営推進会議の役割〉
⑴情報提供機能　　（認知症ケアの理解の促進、相談援助機能の発揮）
⑵教育研修機能　　（従業者の研修効果）
⑶地域連携・調整機能　　（行政機関との連携）
⑷地域づくり、資源開発機能　　（安心して暮らす地域づくり、サービス提供の質の向上）

〈開催頻度〉
おおよそ２ヶ月に１回程度開催いたします。

１９．介護サービス情報の公表

事業者はサービスの質の向上および透明性の確保をするとともに、利用者が適切な情報に基づいてサービスを選択・利用できるよう支援するために事業所の介護サービス情報を公表します。

（1）東京都が指定する情報公表センターに介護サービス情報を報告します。この情報は東京都指定情報公表センターが公表します。
（2）年に 1 回第三者評価もしくはサービス評価を行い、評価結果については行政へ報告するとともに事業所のホームページにて公表します。

２０．短期利用看護小規模多機能型居宅介護

(1)　当事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業所の登録者に対するサービスの提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定看護小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供する。

(2)　短期利用居宅介護は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者が登録定員未満の場合に提供することができる。

[算定式]

当該事業所の宿泊室の数×（当該事業所の登録定員－当該事業所の登録者の数）÷当該事業所の登録定員（小数点第１位以下四捨五入）

(3)　短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ７日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等が、疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。

(4)　短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が看護小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該看護小規模多機能型居宅介護計画に従い、サービスを提供する。

２１．事業概要

法人名　　社会福祉法人奉優会　代表者　理事長　香取　寛

所　在　　世田谷区駒沢一丁目 4-15　真井ビル５階

定款の目的に定めた主な事業

（１）　第一種社会福祉事業

（イ）　特別養護老人ホームの経営

（ロ）　軽費老人ホームの経営

（２）　第二種社会福祉事業

（イ）老人短期入所事業の経営

（ロ）老人デイサービスセンターの経営

（ハ）老人居宅介護等事業の経営

（ニ）老人福祉センターの経営

（ホ）（介護予防）認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

（ヘ）（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業の経営

（ト）生活困難者に対する相談支援事業の経営

（チ）複合型サービス福祉事業の経営

（リ）子育て援助活動支援事業の経営

（ヌ）福祉サービス利用援助事業の運営

優っくり看護小規模多機能介護代田の利用にあたり、利用者に対して上記の内容を説明し、同意を得て、重要事項説明書を交付しました。

年月日	令和　　年　　月　　日
所在地	〒155-0033 東京都世田谷区代田 1-21-11
法人名	社会福祉法人奉優会
代表者名	香取　寛
事業所名	優っくり看護小規模多機能介護代田
説明者氏名	脇島　佳奈　　印

私は、事業者から優っくり看護小規模多機能介護代田に関する上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

年月日	令和　　年　　月　　日		
利用者住所	〒　　－		
利用者氏名	印		
利用者代理人住所	〒　　－		
利用者代理人氏名	印	続柄	
連帯保証人住所	〒　　－		
連帯保証人氏名	印 ※限度額を 3,000,000 円と限度する	続柄	

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、利用者、利用者代理人、連帯保証人および事業者各署名押印して１通ずつを保有します。